

平成22年6月29日

八戸市地域公共交通会議
会長 武 山 泰 様

青森県八戸市根城5丁目12-19
県南タクシー株式会社
代表取締役 砂 倉 教 永



(仮称) 最終新幹線接続乗合タクシーの実証実験運行について (申出)

この度、標記事業計画について、八戸市地域公共交通会議設置要綱第2条の規定により、別紙のとおり申し出いたします。

平成 22 年 6 月 30 日

東北運輸局長 殿

住 所 青森県八戸市根城 5 丁目 1 2 - 1 9
氏名又は名称 県南タクシー株式会社
代 表 者 名 代表取締役 砂倉 教永

一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送許可申請書

この度、一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送を行いたいので、道路運送法第 21 条第 2 号及び同法施行規則第 19 条の規定に基づき申請します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所 青森県八戸市根城 5 丁目 1 2 - 1 9
名 称 県南タクシー株式会社
代表者 代表取締役 砂倉 教永

2. 運送しようとする旅客

最終下り新幹線利用者、及び、八戸市民
<想定輸送人員>

| 項目 | 数値 | 項目 | 数値 |
|-----|-------|-------|----|
| キロ程 | 6.5km | 推定送客数 | 4名 |

3. 運送しようとする期日又は期間

平成 22 年 7 月 30 日 (金) ~平成 23 年 7 月 29 日 (金) (365 日間)

4. 運送しようとする区間又は区域

①起 点： 八戸駅前
終 点： 八戸中心街ターミナル (八日町)
経過地： (別図 1)
キロ程： 6.5km

5. 運行時刻

23時10分～23時30分（平日、土日祝日共）

6. 使用する自動車の種別ごとの数

| 自動車の種別 | 特定大型車 | 小型車 | 合計 |
|--------|-------|-----|----|
| 自動車の数 | 1 | 29 | 30 |

7. 運送を必要とする理由

八戸駅に到着する最終下り新幹線利用者の二次交通の確保

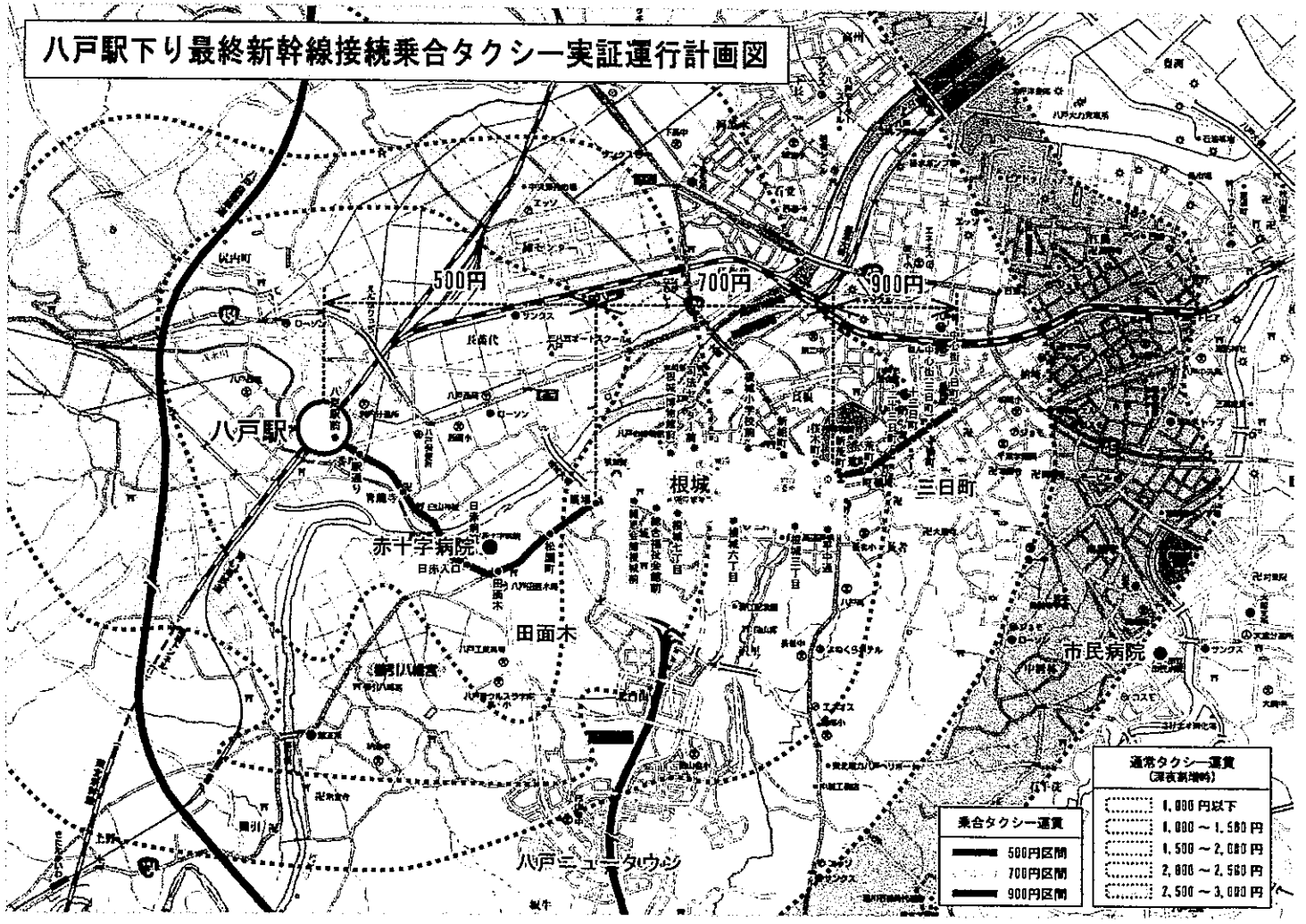
※許可申請書添付書類

- ① 予定する運輸数量を記載した書類
別紙のとおり
- ② 運行系統図
別紙のとおり
- ③ 路線図
別紙のとおり
- ④ 停留所一覧
別紙のとおり
- ⑤ 運行依頼書（運行契約書）写し等

<想定輸送人員>

| 項目 | 数値 | 項目 | 数値 |
|---------------|-------|----------|--------|
| キロ程 | 6.5km | 推定送客数 | 4名 |
| 算定基礎 時間制限（下限） | | 一台当たり乗車数 | 4名 |
| | | 一人当たりの運賃 | 2,800円 |

別図1 運行区域図

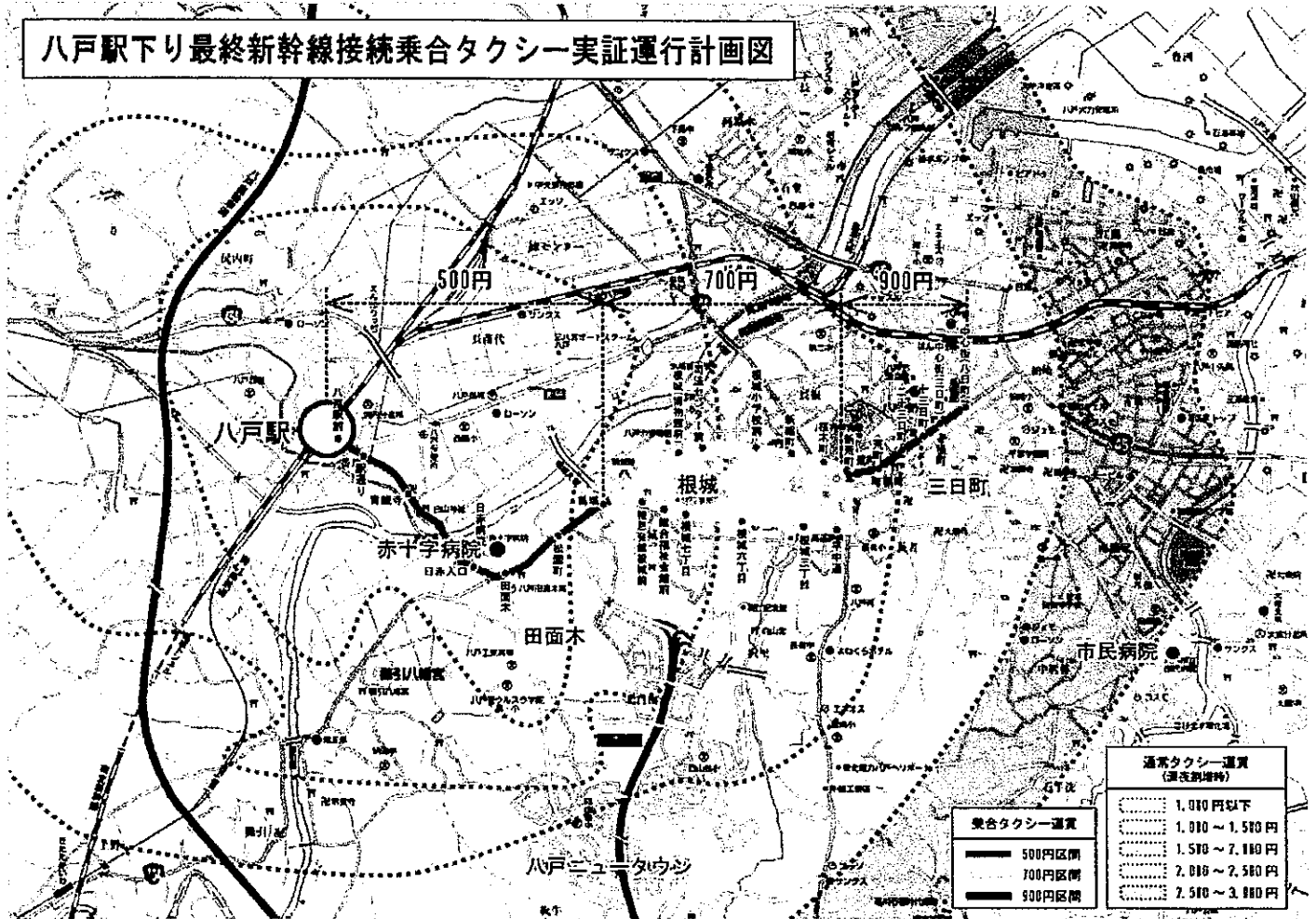


※別紙資料

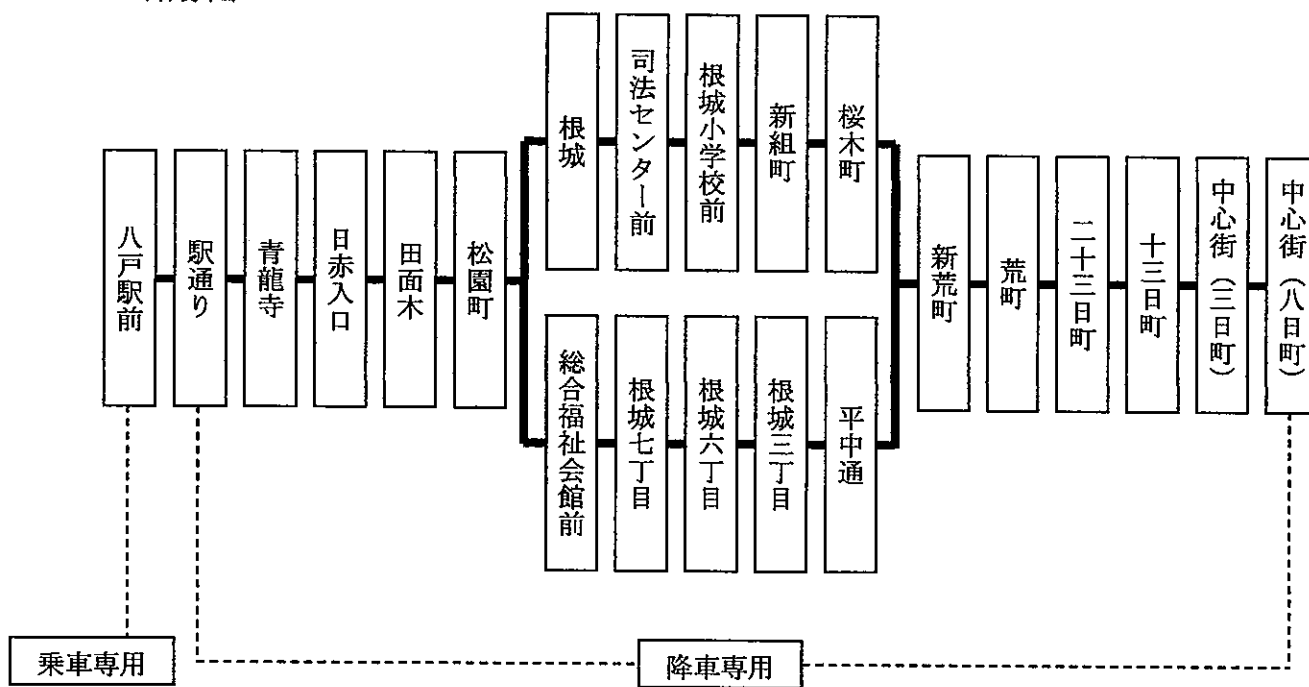
1. 予定する運輸数量

| 項目 | 数値 | 項目 | 数値 |
|-----|-------|----------|--------|
| キロ程 | 6.5km | 推定送客数 | 4名 |
| | | 一台当たり乗車数 | 4名 |
| | | 一人当たりの運賃 | 2,800円 |

2. 運行系統図



3. 路線図



4. 停留所一覧

・八戸駅前～馬場

| 乗車場所 | 降車場所 | 区間距離 | 累計距離 |
|------|------|-------|-------|
| 八戸駅前 | - | - | - |
| | 一番町 | 0.2km | 0.2km |
| | 駅通り | 0.1km | 0.3km |
| | 青龍寺 | 0.5km | 0.8km |
| | 日赤入口 | 0.8km | 1.6km |
| | 田面木 | 0.2km | 1.8km |
| | 松園町 | 0.7km | 2.5km |
| | 馬場 | 0.3km | 2.8km |

・馬場～新荒町

区域運行区間（馬場～新荒町）

<司法センター系統>

| 乗車場所 | 降車場所 | 区間距離 | 累計距離 |
|------|---------|-------|-------|
| | 馬場 | - | - |
| | 根城 | 0.8km | 0.8km |
| | 司法センター前 | 0.2km | 1.0km |
| | 根城小学校 | 0.5km | 1.5km |
| | 新組町 | 0.4km | 1.9km |
| | 桜木町 | 0.3km | 2.2km |
| | 新荒町 | 0.3km | 2.5km |

<根城七丁目系統>

| 乗車場所 | 降車場所 | 区間距離 | 累計距離 |
|------|---------|-------|-------|
| | 馬場 | - | - |
| | 報恩会館根城町 | 0.4km | 0.4km |
| | 根城七丁目 | 0.3km | 0.7km |
| | 根城六丁目 | 0.3km | 1.0km |
| | 根城三丁目 | 0.4km | 1.4km |
| | 平中通 | 0.6km | 2.0km |
| | 新荒町 | 0.5km | 2.5km |

・新荒町～中心街（三日町）

| 乗車場所 | 降車場所 | 区間距離 | 累計距離 |
|------|----------|-------|-------|
| | 新荒町 | - | - |
| | 荒町 | 0.2km | 0.2km |
| | 二十三日町 | 0.4km | 0.6km |
| | 十三日町 | 0.2km | 0.8km |
| | 中心街（三日町） | 0.2km | 1.0km |
| | 中心街（八日町） | 0.2km | 1.2km |

全区間累計距離 6.5km

八戸地域交通実験運行依頼書

| | |
|-------|---|
| 運行依頼者 | 八戸市乗合交通実験事業実行委員会 (八戸市地域公共交通会議 構成団体) |
| 運行の目的 | 八戸駅に到着する最終下り新幹線利用者の二次交通の確保 |
| 運行日時 | 2010年7月30日(金)～2011年7月29日(金) 365日間 午後23時10分～午後23時30分 |
| 運行経路 | 八戸市内(別紙参照) |
| 乗車人員 | 平均 4人(最大8人) |
| 運行費用 | 1,357,800円 (1日 3,720円×365日間 消費税別) |
| 摘要 | 利用状況に応じ別紙運行経路内の一部あるいは全部区間を選択して運行する。利用者がいない場合は一部あるいは全部区間を運休する。乗車地は八戸駅前のみとし、他は降車専用停留所とする。 |

平成 22 年 6 月 30 日

東北運輸局長 殿

住 所 青森県八戸市根城 5 丁目 1 2 - 1 9
氏名又は名称 県南タクシー株式会社
代 表 者 名 代表取締役 砂 倉 教 永

一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款設定認可申請書

この度、一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送に関する運送約款を設定したいので、道路運送法第 1 1 条及び同法施行規則第 1 1 条の規定に基づき申請します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所 青森県八戸市根城 5 丁目 1 2 - 1 9
名 称 県南タクシー株式会社
代表者 代表取締役 砂 倉 教 永

2. 事業の種別

一般乗用旅客自動車運送事業

3. 設定しようとする運送約款

東自旅一第 3 6 号の 2 を運送約款とする



東自旅一第36号の2

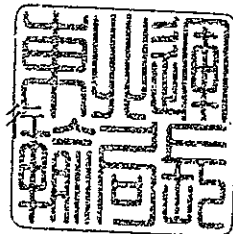
認 可 書

県南タクシー 株式会社
代表取締役 砂倉 教永 あて

平成21年 4月 7日付け申請の一般貸切旅客自動車運送事業による
乗合旅客運送の運送約款の設定は、認可する。

平成21年 4月14日

東北運輸局長 木場 宣



運 送 約 款

第1章 総 則

(適 用 範 囲)

- 第1条 1、当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客の運送に関する運送約款は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めない事項については法令の定めるところ、又は一般慣習によります。
- 2、当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣例に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときには、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(係 員 の 指 示)

- 第2条 1、旅客は、当社の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

第2章 旅 客 運 送

第1節 運 送 の 引 受 け

(運 送 の 引 受 け)

- 第3条 1、当社は次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引受けます。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

- 第4条 1、当社は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。
- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
 - (2) 当該運送に適する設備がないとき。
 - (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担をもとめられたとき。
 - (4) 当該運送が法令の規程又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
 - (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

- 2、当社は、次の各号の一に該当する旅客の運送の引受け又は継続を拒絶します。
- (1) 乗務員が旅客自動車運送事業規則の規定に基づいて行う措置に従わない者。
 - (2) 旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持ち込みを禁止された物品を携帯している者。
 - (3) 第24条第3項、又は第4項の規定により持ち込みを拒絶された物品を携帯している者。
 - (4) 泥酔した者又は不潔な服装をした者、監護者に伴われていない小児等。
 - (5) 付添人を伴わない重病者。
 - (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）又は新感染症の所見がある者。

（運送の制限等）

- 第5条 1、当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には臨時に乗車券の発売の制限、若しくは停止、乗車区間の制限、又は手回り品の大きさ、若しくは個数の制限をすることがあります。
- 2、当社は、前項の規定による制限又は停止をする場合には、あらかじめその旨を関係の乗車券発売所及び主たる停留所に掲示します。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

（乗車券の所持等）

- 第6条 旅客は、所定の乗車券を所持しなければ乗車出来ません。

第2節 乗車券の発売と効力

（乗車券の発売）

- 第7条 乗車券は、当該旅行を企画した発売所において乗車券を発売します。

（乗車券の通用期間）

- 第8条 乗車券の通用期間は、券面表示のとおりとします。

(乗車券の呈示)

第9条 旅客は、当社係員が乗車券の点検のため、乗車券呈示を求めたときはこれを拒むことは出来ません。

(身分証明書等の所持)

第10条 第16条の規定により発売された乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の使用資格を有することを証明する書類を所持しなければならず、かつ、当社の係員が当該書類の呈示を求めたときには、これを拒むことは出来ません。

2、前項の書類を所持せず、又は呈示を拒んだ旅客は、当該乗車券を当該乗車について使用出来ません。この場合において、当社は当該乗車券を一時、領置することがあります。

(運送継続拒絶の場合)

第11条 乗車券を所持する旅客が、第4条第1項第4号、又は第2項の規定により運送の継続を拒絶された時は運送が終了したものとみなします。

(乗車券の無効)

第12条 次の各号の一に該当する乗車券は、無効とします。

- (1) 通用期間のある乗車券で通用期間を経過したもの。
- (2) 券面表示事項の不明となった乗車券又は券面表示事項をぬり消し若しくは改変した乗車券。
- (3) その他不正の手段により取得した乗車券。

2、当社は、乗車券を不正に使用した場合には、当該乗車券を一時領置することがあります。この場合において、当社が旅客に悪意があると認めるときは、当該乗車券を無効とします。

(乗車券の引渡及び回収)

第13条 旅客は、次の各号の一に該当する場合は、直ちにその所持する乗車券を当社の係員に引渡し、又はその回収に応じなければなりません。

- (1) 運送が終了したとき。
- (2) 第11条の規定により運送が終了したものとみなされたとき。
- (3) 当該乗車券が無効、又は不要となったとき。

第3節 運 賃

(運賃及び料金)

第14条 当社が旅客から収受する運賃は、乗車時において東北運輸局長に届け出て実施しているものによります。

2、前項の運賃は、関係の乗車券販売所に掲示します。

(小児の無賃運送)

第15条 当社は、1歳未満の小児については無賃とします。

(運賃の割引)

第16条 削 除

第4節 旅客の特殊扱い

(旅客の都合による運賃の払戻し)

第17条 当社は、乗車券を所持する旅客がその都合によって乗車を取りやめたいときは、旅客の請求により未使用の乗車券は、乗車券発売所の規定により取り扱う。

(割増運賃等)

第18条 当社は旅客が次の各号の一に該当するときは、その旅客から、その旅客が乗車した区間に対応する旅客運賃同額の割増運賃を申受けます。

- (1) 当社の係員が第9条の規定により乗車券の呈示を求めたときに有効な乗車券を呈示せず、かつ当社の係員の請求に応じて運賃の支払をしなかったとき。
- (2) 当社の係員が第13条の規定により乗車券の引渡しを求めた場合にこれを拒んだとき。
- (3) 乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- (4) 所定の運賃を支払わないで乗車したとき。

(乗車券の紛失)

第19条 旅客が乗車券を紛失した場合において、当社の係員がその事実を認めることが出来ないときは、その乗車区間に対応する運賃を申し受けます。

(運行中止の場合の取扱い)

第20条 当社は、当社の自動車が行を中止したときは、その自動車に乗車している旅客に対応して、その選択に応じ、次の各号の一に該当する取扱をします。

- (1) 乗車券を所持する旅客にたいしては券面表示額の払戻し、乗車券を所持しない旅客で運賃を支払ったことが明らかな旅客に対しては既に収受した運賃の払い戻し。
 - (2) 前号の払戻しを受けることが出来る証票の発行。
 - (3) その旅客の乗車停留所まで無賃運送還。この場合、旅客の選択に応既に収受した運賃、又は券面表示の区間を乗車することが出来る証票の発行。
- 2、 前項の規定は、当社がその負担において前途の運送の継続、又はこれに代わる手段を提供した場合において、これを利用した旅客及び運行中止について責任のある旅客について適用しません。

第21条 当社は、当社の自動車が行を中止したため乗車券を所持する旅客が乗車できなくなったときは、その請求により既に収受した運賃を払い戻します。

(運賃の払戻し場所等)

第22条 当社は、本節の規定により運賃の払戻しは関係乗車券発売所において行います。

第5節 手 回 り 品

(無料手回品)

第23条 旅客は、自己の身の回り品他、次の各号に掲げる制限以内の手回品(旅客の携帯する物品で当社が引渡しを受けないものをいう、以下同じ)を無料で車内に持ち込むことができます。

- (1) 総重量 10キログラム
- (2) 総容積 0.027立法メートル(0.3メートル)
- (3) 長さ 1メートル

(手回り品の持ち込み制限)

第24条 旅客は、前条の規定にかかわらず、第4条第2項第2号の物品を車内に持ち込むことが出来ません。

- 2、 当社は、旅客の手回り品の中に前項の物品が収納されている恐れがあると認めるときは、旅客に対し手回り品の内容の明示を求めることがあります。
- 3、 前項の規定による求めに応じない旅客に対して、前条の規定にかかわらず、その手回り品の持ち込みを拒絶することがあります。
- 4、 旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回り品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない

限り、前条の規定にかかわらず、その手回り品の持ち込みを拒絶することがあります。

第3章 責 任

(旅客に関する責任)

- 第25条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命、又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意、又は過失のあったこと並びに自動車の構造上の欠陥、機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りではありません。
- 2、前項の場合において、当社の旅客に対する責任は旅客の乗車の時に始まり下車をもって終わります。

- 第26条 当社は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。但し、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(手回り品に関する責任)

- 第27条 当社は、その運送に関し、旅客の手回り品及び着衣、メガネ、時計その他の見回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。但し、当社又は当社の係員がその滅失又はき損について過失があったときは、この限りではありません。

(異常気象時等における措置に関する責任)

- 第28条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客の責任)

- 第29条 当社は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくは、この運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

附 則

- 1、この運送約款は平成 年 月 日から実施します。

平成 22 年 6 月 30 日

東北運輸局長 殿

住 所 青森県八戸市根城 5 丁目 1 2 - 1 9
氏名又は名称 県南タクシー株式会社
代 表 者 名 代表取締役 砂 倉 教 永

一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送の運賃料金設定届出書

この度、一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送に関する運賃及び料金を設定したいので、下記のとおり届出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所 青森県八戸市根城 5 丁目 1 2 - 1 9
名 称 県南タクシー株式会社
代表者 代表取締役 砂 倉 教 永

2. 設定しようとする運賃を適用する路線

八戸市内の実験運行区間

3. 設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法

別紙のとおり

4. 実施予定日

平成 22 年 7 月 30 日から平成 23 年 7 月 29 日の 365 日間

別紙

1. 設定しようとする運賃及び料金

(1) 運賃の種類及び額

| 旅客運賃の種類 | 額 |
|---------|-------------------|
| 普通旅客運賃 | 500 円、700 円、900 円 |

2. 運賃及び料金の設定の根拠

(1) 運賃の適用方法

- イ. この運賃は、当社のタクシーで前記区間の旅客を輸送する場合に適用する。
- ロ. 子供運賃（12 歳以下）は、設けない。
- ハ. 6 歳未満については無賃とする。

(2) 運賃の算出基礎（1 日 1 台当り）

既存の一般乗合自動車運送事業の対キロ運賃の 3 倍を基礎とし、3 段階に区分して設定する。

| 項目 | 数値 | 項目 | 数値 |
|------------------------------------|---------|----------|---------|
| キロ程 | 6.5km | 推定送客数 | 4 名 |
| 算定基礎 時間制限（下限） | | 一台当たり乗車数 | 4 名 |
| | | 一人当たりの運賃 | 2,800 円 |
| 一運行所要時間 30 分 （予定時間内ジャンボタクシー1 台） | 3,720 円 | 補助 | 700 円 |
| 運賃料金計（税込） | 3,720 円 | | |
| 合計 | 3,720 円 | 設定普通運賃 | 500 円 |
| | | | 700 円 |
| | | | 900 円 |

10 円未満は切り捨てる。ただし、小人運賃及び割引運賃は切り上げる。